

入 札 説 明 書

平成30年度除去土壤再生利用実証事業試験盛土計測等業務

福島地方環境事務所

は じ め に

本業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

福島地方環境事務所長 土居 健太郎

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成30年度除去土壌再生利用実証事業試験盛土計測等業務
- (2) 特質等 別添の仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年3月29日
- (4) 納入場所 別添仕様書による
- (5) 入札方法 本件は、最低価格落札方式の入札である。
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において「A」又は「B」等級に格付されている者であること。
- (5) 競争参加資格確認申請者は、平成19年度以降において、国、自治体等公的機関からの請負業務、委託業務等として、空間線量率の測定及び①大気中の放射能濃度、②排水等の放射能濃度、③土壌の放射能濃度のいずれかを測定した実績を有すること。
- (6) 配置予定管理技術者の要件
ア. 配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であること。
（ア）技術士（原子力・放射線部門（選択科目を「放射線防護」とする者に限る。））
（イ）第1種放射線取扱主任者免状を有する者。
イ. 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (7) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、3.（4）に示す平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の写し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料

(以下「確認資料」という。)を提出期限までに提出しなければならない。なお、契約担当官等から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所等

〒960-8031 福島県福島市栄町 11-25 AXC ビル 6 階
福島地方環境事務所 経理課 用地契約係
TEL : 024-573-7386 FAX : 024-573-0217

6. 入札参加表明及び入札説明書等に対する質問の受付

(1) 本件入札に参加する意思がある者は、次に従い、参加表明様式の入札参加表明書及び資格審査結果通知書の写しを提出すること。また、この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書(入札心得に定める様式6)提出すること。

ア 提出期限 平成30年2月26日(月) 12時まで

イ 提出場所 5に示す担当部局

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達記録が残るものに限る。)すること。
なお、FAX又は電子メールによるものは受け付けない。

エ 提出部数 1部

(2) (1)の質問に対する回答は、平成30年3月2日(金)以降に、下記の福島地方環境事務所ホームページにて掲載する。

福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>

<http://fukushima.env.go.jp/procure/index.html>

7. 申請書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出部数 申請書(様式1) 1部
確認資料(様式2、3) 1部

(2) 提出期限及び提出場所

提出期限 平成30年3月6日(火) 12時まで

受付時間は、平日の9時から17時まで(持参の場合は12時から13時を除く。)

提出場所 5.に同じ。

(3) 提出方法

ア. 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)より提出すること(提出期限必着)。

いずれも電話、FAX又は電子メールによる提出は認めない。

イ. 電子入札方式による入札参加者は、持参又は郵送する他に「申請書(様式1)」のみを、電子調達システム(GEPS)により提出するものとする。

ウ. 理由の如何によらず、提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

8. 申請書の審査

提出された申請書等は、福島地方環境事務所において記載内容を審査し、合格した者のみを落札決定の対象とする。審査結果の可否については、平成30年3月9日までに入札者に通知する。不合格になった者には、理由を付して通知するものとする。

9. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年3月20日(火) 10時00分

場所 福島県福島市栄町 11-25 AXC ビル 5 階
福島地方環境事務所 入札室

1 0 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、上記 9 の日時までに、原則として電子入札方式により提出するものとする。また、電子入札方式の参加に関する承諾願（入札心得に定める様式 2）を 7（2）に示す期限までに提出すること（持参または郵送。）。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の参加に関する承諾願（入札心得に定める様式 3）を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。提出期限は 7（2）に示す期限とする（持参または郵送。）。
- (2) 紙入札方式により入札書を提出する場合は、上記 9 の日時及び場所に、持参することとする。

紙入札方式により入札書を提出する場合、入札書は入札心得に定める様式 1 にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（「支出負担行為担当官 福島地方環境事務所長 殿」と記載）及び「平成 30 年度除去土壌再生利用実証事業試験盛土計測等業務の入札書在中」、「平成 30 年 3 月 20 日 10 時 00 分開札」を記載して提出すること。

- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札参加者は、入札書の提出をもって誓約事項（入札心得の別紙）に誓約したものとする。
- (5) 入札の辞退を行う場合は、電話及び FAX で入札の辞退を申し込むとともに、すみやかに書面又は電子調達システム（GEPS）により入札辞退届（押印済の入札辞退届（入札心得に定める様式 5））を提出すること。
- (6) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (7) 入札参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取りやめることがある。
- (8) 紙入札方式により入札書を提出する場合において、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時までに代理委任状（入札心得に定める様式 4－1 及び 4－2）を提出しなければならない。
- (9) 紙入札方式により入札書を提出する場合において、入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

1 1 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

1 2 開札（紙入札方式により入札書を提出する場合）

- (1) 開札は、入札を行う者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (2) 入札を行う者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (3) 開札時刻後は開札場に入場することはできない。
- (4) 入札を行った者又はその代理人は、開札時刻後、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

- (5) 開札をした場合において予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

1 3 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者が行った入札、並びに別紙入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて3に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

1 4 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。
- (3) 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

1 5 低入札価格調査の実施

入札の結果、予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない価格で応札した者に対しては、開札の後、速やかに予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

(1) 資料の提出について

ア. 提出期限 平成30年3月28日（水）12時まで
受付時間は、平日の9時から17時まで（持参の場合は、12時から13時を除く。）

イ. 提出場所 5.に同じ

ウ. 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。

エ. 提出部数 5部

オ. 調査表 担当者より別途指示する。

なお、提出された資料の修正・再提出は認めない。

(2) 低入札価格調査の基準割合

応札者の申し込みに係る価格が、10分の6を予定価格に乗じて得た額に満たない額であること。

- (3) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、配置予定管理技術者とは別に、配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札心得第9条⑫の規程により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

1 6 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事

項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

17. 契約書作成の要否等

要

18. 支払条件

前払金	中間前金払	部分払
無し	無し	無し

19. その他

(1) 契約内容の履行確約

落札者は、契約内容の履行を確約しなければならない。

(2) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表する。

(3) 電子入札方式の操作及び障害発生時の問い合わせ先

① 電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス

<https://www.geps.go.jp/>

② ヘルプデスク 0570-014-889

受付時間 平日 8時30分～18時30分

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、上記5に示す担当部局の場所に連絡すること。

(4) 電子調達システム（GEPS）による入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもって行うこと。

入 札 心 得

(目 的)

第1条 福島地方環境事務所の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の入札の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、支出負担行為担当官(環境省会計事務取扱細則(平成13年環境省訓令第26号)第2条及び環境省所管会計事務取扱規則(平成13年1月6日環境省訓令第22号)第4条に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。)にその旨を申し出なければならない。

ただし、電子調達システムによる入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書(様式1)により作成し、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達システムによ

る入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て又は支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式3により作成し、入札書を封かんの上、入札者の氏名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

- 3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。
- 4 第3項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）を持参させなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 9 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を同項に定める期間入札代理人とすることはできない。
- 10 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前には、入札辞退届（様式5）を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - ③ 電子調達システムには、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及びその他の条件又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及びその他の条件を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格及びその他の条件を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ④ 記名押印を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札時刻に遅れてした入札
- ⑩ 工事費内訳書の提出が義務付けられている工事において、入札時に工事費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき

者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 令第85条の基準（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年1月6日環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。なお、入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子調達システムによる入札の場合は、支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約書等の提出）

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
- 4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第三号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、提出に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）

の保証

二 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

① 債権者は支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。

② 保証人の記名押印があること。

③ 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。

④ 主契約の内容として工事名は契約書に記載の工事名と同一とする。

⑤ 保証期間は工期を含むものとする。

2 前項の保証に係る保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上（政府調達案件の場合10分の3以上）としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第一号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1（政府調達案件の場合10分の3以上）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(開札)

第14条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び時刻に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が

立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち会わせて行うものとする。

(その他の事項)

第15条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が入札の無効、契約の解除その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、環境省側の求めに応じ、当社及び当社が本業務の全部若しくは一部の処理を委託し、又は請け負わせようとする者すべての役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名（ふりがなを含む。）及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1） 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

カ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第2号イからフまでのいずれかに該当する者であるとき

（2） 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者及び放射性物質汚染対処特措法施行規則第 59 条第 2 号イからフまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者等」という。）を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

契 約 書

支出負担行為担当官 福島地方環境事務所長 土居 健太郎（以下「甲」という。）は、
（以下「乙」という。）と「平成 年度 業務」
（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第 1 条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第 2 条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第
1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条
の 83 の規定に基づき、契約金額の 108 分の 8 を乗じて得た額とする。

（履行期限及び納入場所）

第 3 条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成 年 月 日（ ）

納入場所 仕様書のとおり

（契約保証金）

第 4 条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第 5 条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面によ
り甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第 6 条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第 7 条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面によ
り甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に検査を行い、検査に合格
した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。
この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日
から起算する。

（契約金額の支払い）

第 8 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約
金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するも
のとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内（以下
「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の

遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（かし担保）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

（秘密の保全）

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市栄町 1 1 - 2 5 A X C ビル 6 階
氏 名 支出負担行為担当官
福島地方環境事務所長 土居 健太郎

乙 住 所
氏 名